

ハウスプラスすまい保険 / 既存住宅 / リフォーム向け瑕疵保険 適用除外申請について

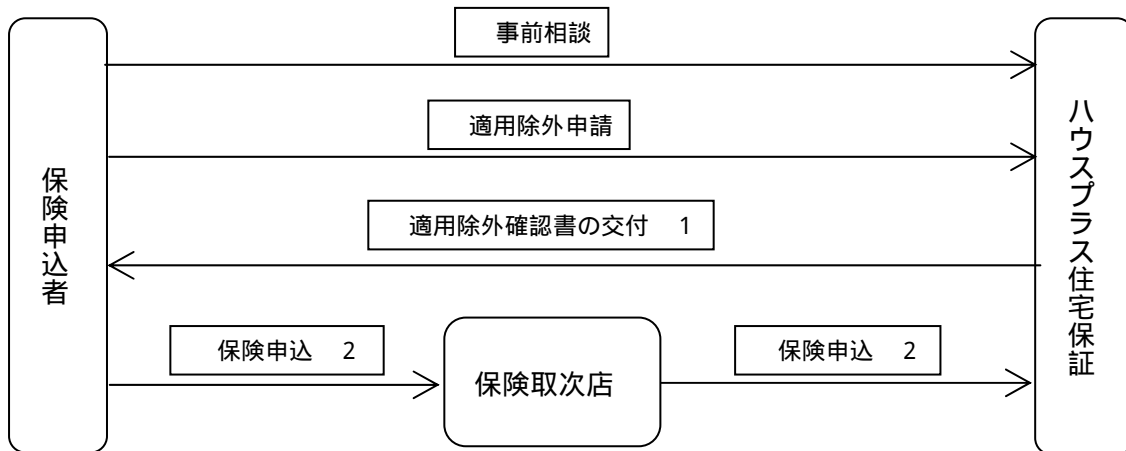
・適用除外申請について

それぞれの保険における設計施工基準、改修設計施工ガイドライン(以下、「設計施工基準等」とします)は、当社の付保住宅として遵守しなければならない基準です。しかし、設計施工基準等により難しい工法・仕様を用いて弊社の保険を利用される住宅も少なからずあります。その為、「適用除外申請」をご申請いただき、設計施工基準等で定める内容と同等以上の性能があることを確認した上で、保険の引き受けを行っております。これらの手続きを「適用除外申請」と呼んでいます。

(ハウスプラスすまい保険 設計施工基準第1章第3条本基準により難しい仕様 により「3条申請」ということもありますが、今後は「適用除外申請」に統一させていただきます。)

・適用除外申請の流れ

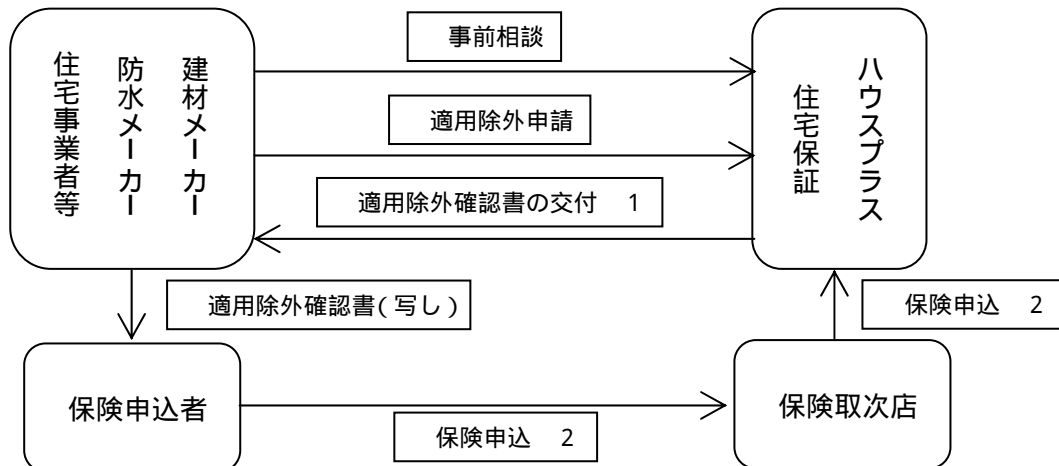
(1) 個別物件毎の「個別適用除外申請」



(2) 特定の工法・仕様等に対してご申請をいただく「包括適用除外申請」

同じ工法・仕様等で繰り返し保険申込が行われることが想定される場合、建材メーカーや防水メーカー等から包括的に適用除外申請をしていただきます。

包括適用除外申請を行ったものについては、個別適用除外申請は不要となります。



1：審査の過程で設計内容について質疑をさせていただく場合があります。

2：保険申込時に適用除外確認書を添付して下さい。

・申請必要書類

下記書類を郵送にてお送り下さい。

- ・ 適用除外検討依頼書 2部
- ・ 適用除外部分が確認できる図書 2部
- ・ 同等以上の性能があることを証明する図書 2部

〒108-0014

東京都港区芝5-33-7 徳栄ビル本館4階

ハウスプラス住宅保証株式会社 技術本部 技術総括部